

感染症予防及びまん延防止のための指針

特定非営利活動法人おたがいさま

1. 目的

特定非営利活動法人おたがいさまの職員は、高齢者が感染症に対する抵抗力が弱く、多くの高齢者が集う環境は感染が広がりやすい状況にある事を理解し、感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内でのまん延を防止するための措置を講じ、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

2. 基本方針

- (1)施設長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2)国・県内、地域の感染症状況をよく把握し、職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3)感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4)指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 対策を実施する主な感染症

- (1)インフルエンザウイルス
- (2)胃腸炎ウイルス(ノロウイルス・ロタウイルス等)
- (3)肝炎ウイルス(A型～E型)
- (4)食中毒(黄色ブドウ球菌・O157等)
- (5)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)
- (6)国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- (7)その他の感染症

4. 基本方針を達成するための取組み

- (1)委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を職員が協力して実施する。
- (2)国・県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また協力医療機関からの情報をもとに、職員が感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルに則り、入居者・利用者へ感染させないよう努める。
- (3)職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、入居者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他の入居者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (4)指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

5. 感染症対策委員会の設置

基本方針を達成するため、事業所毎に以下のように感染症対策委員会を設置する。

(1) 委員会の構成職員

管理者、主任、介護支援専門員、介護・看護・調理 職員とし、管理者を責任者とする。
ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、部単位での開催(小委員会)とすることや
職種及び人数を変更することも出来る。

(2) 開催頻度

基本的に6ヶ月に1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(3) 検討内容

- ① 施設内感染症・食中毒対策の立案・検証・修正
- ② 各部署での感染症・食中毒対策の実施状況の把握と評価
- ③ 職員への感染症・食中毒対策の情報周知、教育・研修内容の検討
- ④ 流行時期の利用者・職員、面会・来所者等の健康状態の把握と対応
- ⑤ 感染症・食中毒発生時の対応と今後の対策検討

(4) 各委員・担当者の役割

- ① 管理者…a 事業所全体の管理・統括、b 発生時と経過の行政報告
- ② 主任…a 対策マニュアルの実施と状況対応、b 家族、関係機関への連絡等の対応
- ③ 介護支援専門員…a 管理者・主任の支援、b 記録整備と作成、情報収集と発信
- ④ 介護職員…a 対策マニュアルと周知事項の実施、b 物品管理や環境整備、c 改善点の対策検討・相談
- ⑤ 看護職員…a 医療機関との連携、b 職員へのマニュアル手順の実施説明、教育研修(②③と協力・連携)、c 予防・啓発活動(②③と協力・連携)
- ⑥ 調理職員…a 食品衛生の管理、b 食中毒予防の注意喚起(②③⑤と協力・連携)

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症対策マニュアル

感染症対策委員会は、厚労省の通知による感染に関する最新の情報を把握し、それを踏まえたマニュアルの整備、見直しや更新を行う。

(2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行し、事業所内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7. 感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ ワクチン接種

(2)入居者・利用者への呼びかけ

入居者・利用者へも感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① サービス利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ② 飲食時の手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時のデイサービス、通い、泊りサービスの利用中止
- ⑤ ワクチン接種

(3)ご家族及び来所者への呼びかけ

- ① 面会・来所時の手指消毒・マスク着用
- ② 体調不良時の面会・来所制限

8. 感染症まん延防止の徹底

職員又は入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

- (1)職員の規定された日数の出勤停止。
- (2)必要であれば所轄保健所へ連絡する。
- (3)サービス利用者の規定された日数の利用停止。
- (4)関係機関への連絡

9. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- (1)感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため、各事業で研修を実施する。
- (2)入社時や冬季、感染症流行時期前に実施し、感染症予防の知識普及・啓発を促す。
- (3)新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10. 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望あった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則 この指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。